

姫路ヨット協会規約

姫路ヨット協会

HIMEJI YACHTING ASSOCIATION

## 姫路ヨット協会規約

### 第一章 総則

#### [名称 及び 事務所]

第1条 本会は「姫路ヨット協会」と称する。(以下 協会 という)

(英文:Himeji Yachting Association)

第2条 協会の事務所は協会の事務所は姫路市内におく。

#### [目 的]

第3条 協会は セーリングヨット の普及 及び 発展に寄与すると共に  
会員の帆走技術の向上 及び 会員相互の親睦を図ることを目的  
とする。

#### [事 業]

第4条 協会は前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。

- (1) ヨットレースの主催 又は 後援
- (2) 研究会・講習会の開催
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他協会の目的達成に必要な事項

## 第二章 会員

### [種 別]

第5条 協会の会員は次の2種とする。

#### (1) 正会員

姫路市近辺に在住 もしくは姫路市に勤務するもの 又は姫路市にヨットの母港をもつヨット愛好者で 18 歳以上のもの 但しこの年齢に達せざるものは親権者の同意書を必要とする。

もしくは ヨット協会活動趣旨に同意し参加できるもの

#### (2) 名誉会員

協会に功労のあった者で総会に於いて推薦された者。

### [会 費]

第6条 正会員は、別に定められた会費を納入しなければならない。

### [入 会]

第7条 正会員になろうとする者は 入会申込書に 別に定められた入会金を添えて これを会長に提出し 理事会の承認を得なければならない。

### [退 会]

第8条 会員が退会しようとする時は 会長に届け出ねばならない。

### [除 名]

第9条 (1) 協会の名誉を著しく傷つけた場合 その他 理事会に於いて会員としてふさわしくないと判断された場合は除名する。

(2) 3年以上会費を滞納した場合は特別な理由がない限り退会とする。

### [拠出金の不返還]

第10条 退会 又は 除名された会員が既に納入した 会費 その他の拠出金は返還しない。

### 第三章 役員

[種別 及び 選任]

#### 第 11 条

1. 協会に次の役員をおく。

(1) 会 長	1 人
(2) 副会長	1 人
(3) 理事長	1 人
(3)副理事長	2 人
(5) 事務長	1 人
(6) 理 事	若干人
(7) 会 計	1 人
(8) 監 事	1 人
2. 役員は総会に於いて選任する。但し 理事長・事務長・会計は理事会に於いて選任する。
3. 監事は他の役員を兼務することは出来ない。

[職 務]

#### 第 12 条

1. 会長は協会を代表し 会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し 会長事故ある時はこれを代理する。
3. 理事長は理事会を代表し 会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時はこれを代理する。
5. 事務長は協会の事務を統轄する。
6. 理事は協会の運営に必要な事項を審議決定すると共に 執行業務を分担して理事長を補佐する。
7. 会計は第五章に定める会計業務を行なう。
8. 監事は第五章の規定によって会計を監査する。

[任 期]

第 13 条 役員任期は 2 年とし 再任を妨げない。

[解 任]

第 14 条 役員に役員としてふさわしくない行為のあった場合は 総会の議決により解任することが出来る。

#### 第四章 会議

[種 別]

第 15 条 協会の会議は総会 及び 理事会とし 総会は通常総会・臨時総会とする。

[構 成]

第 16 条

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 理事会は理事 及び 第 11 条に掲げる役員をもって構成する。

[権 能]

第 17 条

1. 総会はこの規約に定めるものの他 次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画の決定
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) 予算・決算に関する決定 及び 承認
  - (4) その他 この協会の運営に関する必要事項
2. 理事会はこの規約に別に定めるものの他 次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

〔開 催〕

第 18 条

1. 通常総会は毎年 3 月に開催する。
2. 随時総会は理事会が必要と認めた時 又は 会員の 3 分の 1 以上の請求のあったときに開催する。
3. 理事会は年 1 回以上必要に応じ開催する。

〔招 集〕

第 19 条

1. 会議は会長が招集する。
2. 総会を招集するときには会員に対し 会議の目的たる事項 及び その内容・日時・場所を示し 開会の 7 日前までに文章をもって通知する。

〔議 長〕

第 20 条

1. 総会の議長はその総会の出席会員の中から選任する。
2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

〔定足数〕

第 21 条 会議は総会に於いては会員の 理事会に於いては役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことが出来ない。

但し やむを得ぬ理由のため出席できぬ会員 又は 役員は 委任状の提出をもって出席に代える事が出来る。

〔議 決〕

第 22 条 会議の議事は この規約に定めるものの他 出席者の過半数の同意をもって決し 可否同数の時は議長の決するところによる。

但し 議長は議決に加わることを得ず。

[議事録]

第 23 条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時 及び 場所
- (2) 会員 又は 理事の現在数
- (3) 総会に於いては出席者の数 理事に於いては役員の氏名  
(委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議決の経過・要領・発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の署名

第五章 資産及び会計

[資産の構成]

第 24 条 協会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

[資産の管理]

第 25 条 資産は会長が管理しその方法は理事会の議決により定める。

[資産の支弁]

第 26 条 協会の経費は資産をもって支弁する。

[予算 及び 決算]

第 27 条 協会の収支予算は 年度開始前に総会の議決により定め 収支決算は 監事の監査を経て 総会の承認を得なければならない。

[事業年度]

第 28 条 協会の事業年度は毎年 1 月 1 日より 1 2 月 3 1 日までとする。

## 第六章 規約の変更及び解散

[規約の変更]

第 29 条 この規約は総会に於いて 全会員の 2 分の 1 以上の同意を得なければ変更することは出来ない。

[解 散]

第 30 条 協会の解散は総会に於いて 全会員の 4 分の 3 以上の 同意が無ければ解散することは出来ない。

## 第七章 雑則

[加盟団体]

第 31 条 協会は姫路市体育協会に加盟する。

[専門委員会]

第 32 条 協会は会の運営を円滑に進める為に理事会のもとに次の専門委員会をおく。

- (1) 事務担当委員会
- (2) レース担当委員会
- (3) 行事担当委員会
- (4) 機関紙担当委員会
- (5) 安全担当委員会

[規約施行細則]

第 33 条 この規約の施行・運営に際する具体的必要事項は施行細則として 理事会の決議を経て別にさだめる。

[規約の施行]

第34条 この規約は昭和59年7月1日より施行・平成22年3月27日改正し施行する。

[規約施行細則]

[会費の納入]

第1条 会費は別に定める金額を会費納入書を添えて 毎年2月末日までに協会に納入しなければならない。

[会費の金額]

第2条 年 2,000 円とする。

[入会金の金額]

第3条 1,000 円とする。

[会員証の発行]

第4条 所定の入会手続きを行ない 会員となった者には 会員証を発行する。

[報酬の支払い]

第5条 会長は協会の運営に必要と認めた下記の事項に対し報酬を支払うことが出来る。

(1) 事務代行者・又は 応援者の行なった業務

